

議案第40号

幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和4年6月28日

(提出者)

世田谷区教育委員会

教育長 渡部 理枝

(提案説明)

統一交渉に基づき、教員特殊勤務手当を増額改定するため、本案を提出する。

## 幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則（平成12年3月世田谷区教育委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「3,200円」を「8,000円」に、「6,400円」を「16,000円」に、「3,000円」を「7,500円」に改める。

### 附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和4年4月1日以後の勤務に係る教員特殊業務手当について適用し、同日前の勤務に係る教員特殊業務手当については、なお従前の例による。

（教員特殊業務手当の内払）

- 3 改正後の規則の規定を適用する場合には、この規則による改正前の幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の規定に基づいて支給された教員特殊業務手当は、改正後の規則の規定による教員特殊業務手当の内払とみなす。

幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後		改正前	
幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則 平成12年3月31日世教委規則第21号 別表第2（第2条関係）		幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則 平成12年3月31日世教委規則第21号 別表第2（第2条関係）	
支給範囲	支給額	支給範囲	支給額
職員が、幼稚園の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げる業務に従事したとき。		職員が、幼稚園の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げる業務に従事したとき。	
1 非常災害時における幼児の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務に従事したとき。	日額 <u>8,000円</u>	1 非常災害時における幼児の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務に従事したとき。	日額 <u>3,200円</u>
2 特に被害が甚大な災害発生時における幼児を含む避難住民の救援業務に従事したとき。	日額 <u>16,000円</u>	2 特に被害が甚大な災害発生時における幼児を含む避難住民の救援業務に従事したとき。	日額 <u>6,400円</u>
3 幼児の負傷、疾病等に伴う救急の業務に従事したとき。	日額 <u>7,500円</u>	3 幼児の負傷、疾病等に伴う救急の業務に従事したとき。	日額 <u>3,000円</u>
4 幼児に対する緊急の補導業務に従事したとき。	日額 <u>7,500円</u>	4 幼児に対する緊急の補導業務に従事したとき。	日額 <u>3,000円</u>
<p><u>附 則</u>  <u>（施行期日等）</u>                      1 <u>この規則は、公布の日から施行する。</u>                      2 <u>この規則による改正後の幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第2の規定は、令和4年4月1日以後の勤務に係る教員特殊業務手当について適用し、同日前の勤務に係る教員特殊業務手当については、なお従前の例による。</u>  <u>（教員特殊業務手当の内払い）</u></p>			

改正後	改正前
<u>3 改正後の規則別表第2の規定を適用する場合には、この規則による改正前の幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の規定に基づいて支給された教員特殊業務手当は、改正後の規則の規定による教員特殊業務手当の内払とみなす。</u>	